

東久留米市立本村小学校・
第一小学校給食調理等業務委託
公募型プロポーザル
実施要領

令和3年7月

東久留米市

目次

1	業務概要	1
2	提案上限額	2
3	実施形式	2
4	参加資格	2
5	募集内容	3
6	企画提案書の作成方法	4
7	審査方法	4
8	全体のスケジュール（予定）	5
9	質問及び回答	6
10	失格事項	7
11	その他	7

1 業務概要

(1) 件名

東久留米市立本村小学校・第一小学校給食調理等業務委託

(2) 目的

東久留米市では、平成27年度に東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画を策定し、給食の安全、安心の継続を目的とし、給食調理業務委託を推進してきた。この度、令和元年に見直しを行った同計画の年次計画により、令和4年度から本村小学校・第一小学校の給食調理等業務委託（本村小学校を調理校、第一小学校を受取校とする親子調理方式）を予定しており、その給食調理等業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するものである。

(3) 業務内容

本業務は、令和4年度から東久留米市立本村小学校・第一小学校の給食調理等の業務を親子調理方式で実施するものであり、その内容は概ね次のとおりとする。

1) 委託業務履行場所

東久留米市立本村小学校（以下「調理校」という。野火止3-5-1）及び東久留米市立第一小学校（以下「受取校」という。中央町6-8-1）

2) 委託業務の概要

① 受託者は、調理校の給食施設において、調理校が提供する食材料を使用し、所定の作業指示書に従って、次に掲げる委託業務を適切に行うものとする。

- 1 食材料の検品
- 2 調理作業
- 3 配缶・運搬
- 4 食器具等の洗浄、消毒及び保管
- 5 施設、設備の清掃及び日常点検
- 6 残菜及び厨芥の処理
- 7 食育に関する学校活動への協力
- 8 上記業務に付帯して必要な業務

② 受託者は、受取校における配膳業務に関して、次に掲げる委託業務を適切に行うものとする。

- 1 コンテナ等の受け取り
- 2 配缶された調理品の数量の確認及び牛乳の配缶
- 3 運搬
- 4 コンテナ等の引き渡し
- 5 施設・設備の清掃及び日常点検
- 6 上記業務に付帯して必要な業務

3) 給食実施日数

給食実施日数はおおむね年間190回程度とする。

4) 給食調理食数

給食調理食数は、おおむね次のとおりとする。

【本村小学校】

児童・教職員等をあわせて350食程度

【第一小学校】

児童・教職員等をあわせて550食程度

5) 配送業務

調理校から受取校への給食配送業務は本委託業務には含まない。

6) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

7) その他

詳細については別紙仕様案を参照すること。

2 提案上限額

上限額：44,891,000円

※上記の金額は全て消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む金額とし、上限額を超える提案については受け付けないものとする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であり、東久留米市の契約案件において過去2年間同法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて東久留米市の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の特定までの期間に、東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年度東久留米市訓令乙第2号）による入札参

加除外措置及び東久留米市競争入札参加資格停止基準に基づく資格停止の措置を受けていないこと。

5 募集内容

(1) 募集方法

東久留米市ホームページにて募集

(2) 申し込み方法

本プロポーザルへ応募する事業者は、令和3年8月16日（月）17時（閉庁日及び閉庁時間を除く）までに、以下の提出書類を下記（3）提出窓口まで持参で提出すること。

提出書類

書類	部数
参加表明書（様式1）	正本1部

(3) 提出窓口

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市教育部学務課（市役所6階）

TEL:042-470-7779（直通）

※期限までに提出ができない場合は、参加を認めない。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格を全て満たしているかについて審査し、応募事業者全てに対して令和3年8月23日（月）までに参加資格審査結果を書面及び電子メールにて通知する。

(5) 参加を辞退する場合

参加表明書提出後に本プロポーザルから辞退する場合は、令和3年9月7日（火）17時までに参加辞退届（様式2）を教育部学務課まで持参で提出すること。

(6) 企画提案書の提出

本プロポーザルへ応募する事業者は、令和3年9月7日（火）17時までに下記の提出書類を教育部学務課まで持参で提出すること。

※応募様式を使用すること。

※提出期間内に提出できない場合は失格とする。

※提出後の変更は原則認めない。

※提出希望日が決定したら教育部学務課に連絡をすること。

提出書類

書類	部数	備考
企画提案書	正本 1 部 副本 1 5 部	・応募様式を使用すること ・ <u>副本は、会社名、住所の記載など 提案事業者が特定できないように すること</u>

6 企画提案書の作成方法

下記に記載されている仕様に留意の上、応募様式にある 8 項目について記載・提案すること。

【仕様】

- ・応募様式を使用し、A 4 版両面印刷で表紙を除き 1 0 枚（2 0 ページ）を限度とする。
※様式任意の（8）受託実績表の枚数は含まないものとする。
- ・文字方向は横書きとし、文字は 1 0 . 5 ポイントを最低サイズとする。
- ・用紙方向は縦使いとし、ステープラー 2 点留め(左とじ)とする。

(1) 会社概要

(2) 信用状況

(3) 安全衛生管理

(4) 現場管理体制

(5) 危機管理体制

(6) 小学校給食への取り組み

(7) その他

上記に掲げるほか、独自の提案があれば記載すること。

(8) 受託実績表

様式は任意とする。

7 審査方法

審査については、東久留米市立本村小学校・第一小学校給食調理等業務に係るプロポーザル審査委員会にて審査を行い、優先交渉権者を特定する。なお、提案事業者が1者の場合でも、審査を実施する。

(1) 参加資格の審査

参加資格を全て満たしているかの審査を行う。審査の結果、参加資格を全て満たしている提案事業者のみが本プロポーザルに参加することができる。参加表明書を提出した全ての提案事業者に審査結果を書面及び電子メールにて通知する。

(2) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書について書類審査を行う。審査員の採点結果を合計した点数を一次審査の得点とする。一次審査に参加した提案事業者が5者以上となった場合には、一次審査の得点が高い上位4者を一次審査通過者とする。ただし、一次審査の得点が配点の60%に満たない場合は一次審査を通過できないものとする。

なお、一次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を通知するとともに、一次審査通過者には、審査結果とあわせて二次審査（プレゼンテーション審査）に関する注意事項等を書面及び電子メールにて通知する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査通過者によるプレゼンテーション審査を行う。提案事業者は上記（2）で示す注意事項等を確認の上、企画提案についてプレゼンテーションを行うものとし、その内容を審査する。

審査員の採点結果を合計した点数を二次審査の得点とし、一次審査の得点と合計した得点の最も高い提案事業者を優先交渉権者とする。二次審査に参加した全ての提案事業者に審査結果を書面及び電子メールにて通知する。

(4) 選定基準書

別紙「東久留米市立本村小学校・第一小学校給食調理等業務委託公募型プロポーザル選定基準書」に基づき審査を行う。

8 全体のスケジュール（予定）

本プロポーザルは、以下のスケジュールに沿って進める。なお、スケジュールは現時点での予定であるため、今後の進捗状況や当市の事情また新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により予告なく変更する可能性がある。

イベント	期間	説明
プロポーザル実施要領の公表	令和3年8月3日（火）から 令和3年8月16日（月）まで	市ホームページにて公表
参加表明書の提出	令和3年8月16日（月） 17時まで	
参加資格審査及び通知	令和3年8月23日（月）までに 通知予定	参加表明書を提出した全ての事業者に審査結果を 書面及び電子メールにて 通知
質問受付期間	参加資格審査結果の受領の日から 令和3年8月31日（火）まで	
質問回答期限	令和3年9月2日（木）までに 回答	
企画提案書の提出	令和3年9月7日（火） 17時まで	
一次審査（書類審査）	令和3年9月中旬から 令和3年10月上旬まで	審査委員会による審査
一次審査の結果通知	令和3年10月12日（火）までに 通知予定	一次審査に参加した全ての 提案事業者に審査結果 を書面及び電子メールに て通知
二次審査 （プレゼンテーション）	令和3年11月上旬を予定	審査委員会による審査
二次審査の結果通知	令和3年11月15日（月）までに 通知予定	二次審査に参加した全ての 提案事業者に審査結果 を書面及び電子メールに て通知する。
契約締結	令和3年12月中旬を予定	

9 質問及び回答

（1）質問方法

本プロポーザルについて質問がある場合には、質問書兼回答書（様式3）を下記（2）提出先まで電子メールで提出すること。なお、質問については、参加資格審査を通過したもののみとする。

※定められた質問方法以外の方法による質問は受け付けない。

(2) 提出先

東久留米市教育部学務課

メールアドレス: gakumu@city.higashikurume.lg.jp

※電子メールのタイトルを「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とすること。

(3) 質問期間

令和3年8月31日(火) 17時まで

(4) 回答方法

質問書の提出があったときは全ての提案事業者(参加資格を全て満たしている提案事業者)に対し、令和3年9月2日(木) 17時までに電子メールにて回答する。

※質問内容のうち、審査事項に該当する質問、他の提案事業者またはその提案内容に関する質問及び審査等に支障をきたすおそれのある質問は、回答しない。

10 失格事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 実施要領に定める参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審査の実施を妨げる行為がある場合

11 その他

- (1) プロポーザルに関する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 契約の締結に当たっては、優先交渉権者と協議・調整を行い、契約を締結する。
- (3) 優先交渉権者が正当な理由なく契約を締結しない時、10失格事項に該当したとき又は協議が調わないときは、その結果を取り消すとともに、第二順位者と契約締結に向けた協議を行う。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書を提出後に、本実施要領の内容及び選定に係る過程等の内容についての問い合わせは、一切受け付けない。
- (6) 二次審査で使用する機材は全て提案事業者が用意すること。
- (7) 優先交渉権者決定後は、本プロポーザルの審査結果及び優先交渉権者の名称、代表者名、住所などを、本市のホームページで公表する。
- (8) 本プロポーザルにて提出された書類は、東久留米市情報公開条例の対象となる。
- (9) その他、本プロポーザルの参加にあたっては、市の指示に従うこと。

以上